

経済の影響に対する支援

【市民向け】

<p>市税の納付が 困難な人の猶予制度</p>	<p>市税の納付が困難な場合、納税が猶予される場合がありますので、ご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者または家族がり患した場合 ・患者が発生した施設で消毒作業が行なわれたことにより、備品や償却資産を廃棄した場合 ・予約キャンセルなどにより、著しい損失を受けた場合 ・予約キャンセルなどにより、やむを得ず休廃業をした場合 	<p>税務課 収納班 ☎248-1114</p>
<p>国民健康保険税の納付が 困難な人の減免制度</p>	<p>その属する世帯の主たる生計維持者が次のような場合で、国民健康保険税の納付が困難な人は、保険税が減免される場合があります。詳しくはお尋ねください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡し、または重篤な傷病を負った場合 ・事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の①から③のすべてに当てはまる場合 ①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること 	<p>税務課 市税班 ☎248-1114</p>
<p>介護保険料の納付が 困難な人の減免制度</p>	<p>その属する世帯の主たる生計維持者が次のような場合で、介護保険料の納付が困難な人は、保険料が減免される場合があります。詳しくはお尋ねください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡し、または重篤な傷病を負った場合 ・事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の①および②に当てはまる場合 ①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること ②減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること 	<p>高齢者支援課 介護保険班 ☎248-1102</p>
<p>上下水道料金・工業用 水道料金の猶予や分納</p>	<p>納付が困難になった人は、支払い猶予や分割納付などについて、ご相談ください。</p>	<p>上下水道お客さま センター ☎248-1232</p>
<p>後期高齢者医療保険料の 納付が困難な人の猶予制度</p>	<p>次のような場合で、後期高齢者医療保険料の納付が困難な人は、保険料が納付猶予される場合があります。詳しくはお尋ねください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者または世帯主・配偶者がり患した場合 ・感染症の影響で事業または業務が休廃止した場合 ・感染症の影響で事業における著しい損失がある場合 ・感染症の影響で失業などになり、収入が著しく減少した場合 	<p>保険年金課 ☎248-1275</p>
<p>生活福祉資金貸付制度</p>	<p>休業や失業などにより生活資金でお悩みの人に向けて、特例貸付を実施しています</p>	<p>市社会福祉協議会 ☎242-7000</p> <p>個人向け緊急小口資金 総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999 午前9時から午後9時まで (土日・祝を含む)</p>